

Club management for acceptance of persons with disabilities in comprehensive community sports club: From the view point of both the placement

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/34340

総合型地域スポーツクラブへの障害者受け入れの ためのクラブマネジメント

—— 専門的指導者の配置と財源の両立 ——

奥 田 睦 子

- I 問題の所在と目的
- II 研究の視角と手順
 - 1. 研究の視角
 - 2. 研究の手順
- III 総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加のしくみの試案
 - 1. 総合型地域スポーツクラブの財源構造
 - (1) 事業型非営利組織の財源構造
 - (2) 総合型地域スポーツクラブの財源構造
 - (3) 障害者の受け入れに適した財源の特徴
 - 2. ドイツにおける医療保険制度を活用したしくみの特徴
 - (1) 社会保険制度への着目
 - (2) ドイツにおける医療保険制度活用のクラブマネジメント上の意義
 - 3. 専門的指導者の配置と費用負担
 - (1) 社会的制度の活用
 - (2) 社会的制度としてのガイドヘルパー制度
- IV まとめと今後の課題

I 問題の所在と目的

1995年からスタートした総合型地域スポーツクラブ事業(以下、総合型クラブまたはクラブと表記)において総合型クラブは、地域住民の誰もが気軽にスポーツに参加できる場であると共に、希薄化する地域住民のコミュニケーションの場としても機能することも期待されている。総合型クラブがこのよ

うな機能を持つ場であるからこそ、地域住民である障害者にとっても参加の道が開かれることが必要であり、それゆえ、スポーツ施策の羅針盤である2012年3月に示されたスポーツ基本計画においても、総合型クラブへの障害者の参加のための施設を中心としたハード面、障害者に対応できるプログラムや指導者の配置等といったソフト面の整備を行い、障害者の参加しやすい環境づくりをする必要性が明記されている¹⁾。

このような政策を具現化するための障害者スポーツの先行研究に目を向けると、リハビリテーションや特別支援教育の領域からの障害特性に応じたプログラムや指導方法の開発、生理学や心理学、社会学の領域からの障害者のスポーツ参加における身体的・精神的・社会的効果や意義に関する研究(内田・永野, 2009; 内田・橋本ほか, 2008; 草野勝彦, 2004; 山田, 2010など)、障害者スポーツ施設の利用実態や障害者が使いやすい施設のあり方、求められる指導者の要件に関する調査・研究(公益財団法人笹川スポーツ財団, 2011; 金山, 2010; 守田・七木田, 2004など)、指導者の活動実態やスポーツボランティアとしての活動動機等に関する調査・研究(公益財団法人日本障害者スポーツ協会, 2002, 福岡県障害者スポーツ協会・徳島大学スポーツ経営学教室, 2011, 田引, 2008など)は数多くなされているが、一方で、それらの研究成果を活かすために必要な総合型クラブのクラブマネジメントの観点からの障害者の参加のためのしくみづくりに関する研究が非常に少ない状況にある。

このような研究状況となっている背景には、総合型クラブ事業がスタートする以前は、障害者のスポーツ参加の場として、人的・物的に公的支援が整っている障害者スポーツセンターや、県・市の障害者スポーツ協会、社会福祉協議会等が主催する障害者を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会、福祉施設内のサークル活動、特別支援学校の体育の授業や部活動、障害者自身やその家族・知人が立ちあげているサークル活動、道路や公園等での個人での活動であったため、障害者のスポーツ参加の場として、事業型非営利組織としてスポーツサークルやクラブを位置づけ、そのマネジメントに着眼しなければならぬ必要性がほとんど無かったことがあげられる。また、総合型クラブ事業がスタートした後も、障害者スポーツ領域はその出自がリハビリテーションの手段であったことから福祉分野に位置付けられることが多く、

スポーツ分野の中に一体的に位置付けられてこなかったということもあげられる。そのため、総合型クラブ事業のスタートと共に、一般的なクラブマネジメントに関する研究は数多くなされてきたが、障害者がクラブに恒常的に参加することを想定したクラブマネジメントについては、ほとんど研究対象にされてこなかったと考えられる。

一方、障害者のスポーツ環境について1995年と2010年の調査を比較した藤田の研究によれば、練習場所に関しては、公園や自宅、道路と答えた人の割合は減っていることや、スポーツ実施時に最も困ることとして経済的困難を挙げた人が増えていること、障害の無い人との練習をすることがよくあると答えた人の割合が大幅に増加していること等が報告されている(藤田, 2012a)。したがって、先述のスポーツ基本計画に明記されている総合型クラブへの障害者の参加のためのハード面およびソフト面の整備に関することも勘案すると、総合型クラブのクラブマネジメントの観点からの障害者の参加のためのしくみづくりに関する研究が必要である。そこで本研究では、総合型クラブのクラブマネジメントの観点から、障害者の参加のしくみづくりについて考察することを目的とする。

II 研究の視角と手順

1. 研究の視角

本研究では、クラブマネジメントの中でも特に、障害者に対応できる指導者の配置と、受け入れるクラブおよび参加する障害者の両者の費用負担の軽減を視野に入れた検討を行う。その理由は、次の3点を踏まえたことによる。すなわち、①知的障害児のスポーツ活動への参加を規定する要因についての先行研究によれば、会費についての条件が参加に大きく影響すること、また、体育・スポーツ活動の指導者として、体育の専門性を有している指導者よりも障害に対する専門性を持った指導者を好んでいること、週1回程度の日常的な活動が望まれていること、保護者の付添がなくても参加が可能な活動であること等が明らかとなっていること(守田・七木田, 2004)、②文部科学省が実施した平成23年7月1日現在における全国の総合型クラブの活動状況を

把握するための調査(岩手、宮城、福島を除く全県調査。調査用紙配布数2,699、回収数2,630、回収率97.4%)によれば、約6割の総合型クラブで自己財源(会費・事業費・委託費)率が収入全体の50%以下である(文部科学省、2012)と共に、クラブの課題として財源確保が常に挙げられていること、③先に述べたことであるが、障害者のスポーツ実施に最も困ることとして経済的困難を挙げている人が近年増えていること、である。これらのことを要約するならば、障害者を受け入れる総合型クラブにおいては、指導者としては通常のスポーツ指導者ではなく、障害について専門性がある指導者が必要であるが、受け入れるクラブ、参加する障害者のいずれもそのことによる経済的負担は過度に負わなくてよい方法を考えるべきであること、また、それを補う方法として、安易に付き添いを付けるという方法は適切ではないことである。したがって、クラブマネジメントの中でも特に、障害者に対応できる指導者を配置しつつ、受け入れるクラブおよび参加する障害者の両方の費用負担の軽減を視野に入れて検討を行う必要があると考えるに至った。

2. 研究の手順

障害者に対応できる指導者の配置しつつ、受け入れるクラブおよび参加する障害者の両方の費用負担の軽減を視野に入れて検討するに際し、はじめに事業型非営利組織の財源構造を整理する。このことを踏まえて、障害者の受益者負担を極力小さくしつつ、総合型クラブにとっても収益減を防ぐための財源のあり方について検討する。次に、筆者がこれまで明らかにしてきた、スポーツクラブ先進国であるドイツの事業型非営利組織としてのスポーツクラブへの障害者の参加を支えている社会的制度について、クラブマネジメントの観点(特に費用負担と指導者の専門性の観点)からの制度の意義を検討する。最後に、これらのことを踏まえて、日本における総合型クラブへの障害者の参加のしくみについて、障害者に対応できる指導者の配置と、受け入れるクラブおよび参加する障害者の両方の費用負担の軽減を同時に満たすことを視野に入れた制度試案を構築する。

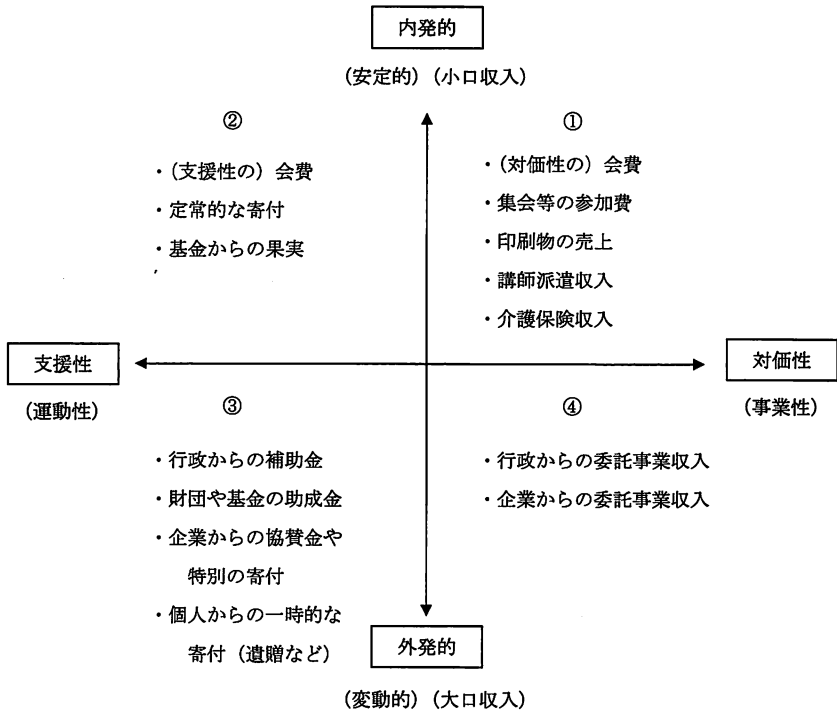
Ⅲ 総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加のしくみの試案

1. 総合型地域スポーツクラブの財源構造

(1) 事業型非営利組織の財源構造

事業型非営利組織としての総合型クラブの財源は、クラブ会員からの会費収入、クラブの自主事業による事業収入、クラブの理念等に共感する人や組織からの寄付金収入、行政や企業からの受託金収入、助成金申請に基づく民間助成団体からの助成金収入、クラブの活動領域にある自治体からの補助金収入に概ね大別される。事業型非営利組織の財源は、売上が収入源のほぼ全てである営利組織と異なり多岐にわたる。このような多様な事業型非営利組織の財源について、山岡はそれぞれの財源の特徴を対価性財源と支援性財源、内発的財源と外発的財源という二つの軸を設定することで明確に示している(山岡, 2008)。図1は、山岡が二軸を用いて示した非営利組織の財源の特徴を示したものである。横軸が対価性財源と支援性財源の軸、縦軸が内発的財源と外発的財源の軸で表されている。対価性財源とは、企業と同じで、非営利組織がニーズのある人に対して提供する商品(サービスや製品)を購入者が購入する際に、その対価として支払うことによって組織に入ってくる財源のことである。山岡は、対価性財源と支援性財源の関係性について、1,000円かかるものに対して1,000円以上の対価が得られる領域として対価性財源を位置付けて、一方、1,000円かかるものに対して購入者が500円しか払えない場合でも商品を提供する場合に必要な財源として、支援性財源を位置付けている。また、それらの財源の性格について、対価性財源はニーズのある人に何かを提供することによって対価が得られることから、企業で行っているものと同じという性格のものとして事業性という言葉が、支援性財源については、他者に働きかけて何かをやるという性格のものとして運動性という言葉が添えられている。

上述のように、財源の特徴として対価性(事業性)と支援性(運動性)の財源について分類することができたので、それぞれの財源について具体的に該当する収入を確認しておく。対価性(事業性)の財源としては、(対価性)の会費、参加費、物販収入、派遣収入、保険料収入、行政や企業からの委託事業収入がある(縦軸から右側半分に位置付いている収入)。対価性(事業性)の財源で



(出所) 山岡 (2008) のp.65図表 1-4 およびp.67図表 1-5 を基に筆者が加筆修正。

図1 事業型非営利組織の財源構造

は採算がとれない場合の財源としての支援性(運動性)の財源としては、(支援性の)会費、定常的な寄付、基金からの果実、補助金、助成金、協賛金・特別の寄付、個人からの一時的な寄付がある(縦軸から左側半分に位置付いている収入)。次に、縦軸に見られる内発的財源と外発的財源について確認していく。

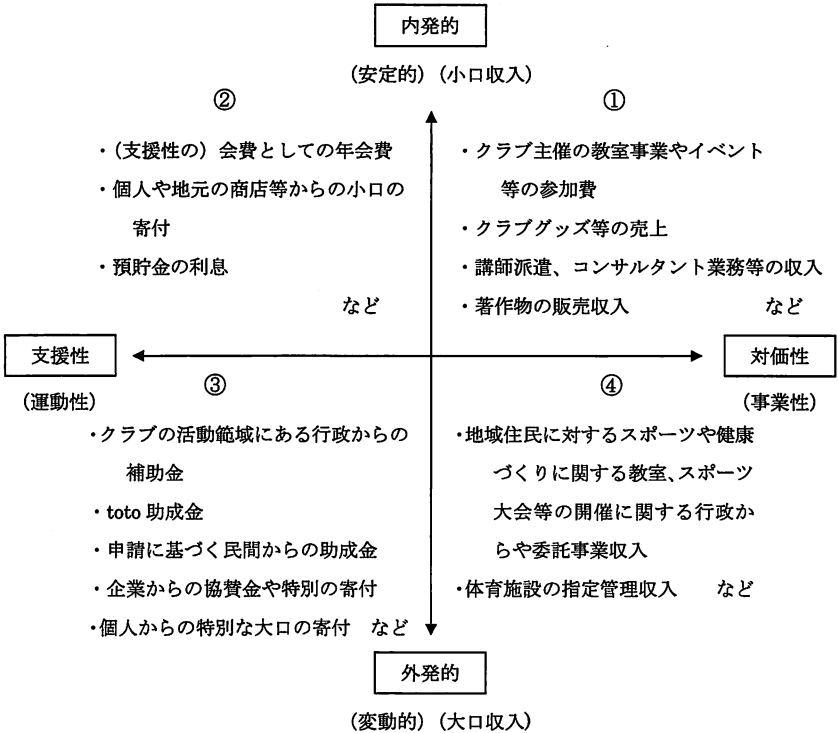
縦軸に見られる内発的・外発的の意味について山岡は、内発的財源は組織の内部で努力したら何とかなる財源であるとし、景気や時代状況に影響はされるものの基本的には組織の努力によって増やすことのできる財源であると説明している(山岡、2008: 66)。また外発的な財源については、組織の努力は必要ではあるがいくら努力しても外部の状況が変わればそれによって大きな影響を受け、組織の思う通りにはならない財源であると述べている(山岡、

2008:66)。このような両者の財源の特徴をまとめると、内発的財源は比較的、安定的な性格を有する財源であるが³、外発的財源は変動的な性格が強いということになる。内発的な財源の具体的なものとしては、(対価性)の会費、参加費、物販収入、派遣収入、保険料収入、(支援性)の会費、寄付、基金からの果実がある(横軸から上側半分に位置付いている収入)。外発的な財源の具体的なものとしては、補助金、助成金、企業からの協賛金・特別の寄付、個人からの一時的な寄付、行政や企業からの委託事業収入がある(横軸から下側半分に位置付いている収入)。内発的財源と外発的財源の一件あたりの金額を比較した場合、内発的財源は会費や参加費、物販収入等であることから一件あたりの金額は小口であるが³、外発的財源は補助金や助成金等であることから一件あたりの金額は大口となる。

ここまでに見てきたように、事業型非営利組織の財源構造の特徴は、対価性－支援性財源および内発的－外発的財源の組み合わせによって、4つに整理できる。すなわち、①対価性(事業性)・内発的(安定的／小口)財源、②支援性(運動性)・内発的(安定的／小口)財源、③支援性(運動性)・外発的(変動的／大口)財源、④対価性(事業性)・外発的(変動的／大口)財源である。

(2) 総合型地域スポーツクラブの財源構造

4つに分類された事業型非営利組織の財源の特徴に、総合型クラブの財源を当てはめると、図2のようになる。坂本は、先述の財源の特徴にさらに資金の調達効率と使途自由度の2つ特徴を加えて各財源の特徴を捉える(坂本, 2005a; 坂本, 2005b)。資金の調達効率とは、調達する資金1円あたりの調達コスト(費用と労力)を計る考え方である。一般的には、1件あたりの調達単価が低いわりには手間がかかる寄付(ここでは小口の寄付を指すと思われる)や会費は調達効率が低く、申請書や企画書を作成することで比較的大きな金額を調達できる助成金や委託金は、資金調達効率が高いと考えられている(坂本, 2005a: 123)。また、活動の趣旨に賛同して提供される寄付や会費(ここでは支援性の会費を指すと思われる)は使途自由度が高く、助成金や委託金は、比較的制限が多く使途自由度が低いとされている(坂本, 2005a: 123)。総合型クラブの組織全体のマネジメントを考慮に入れると、坂本が指摘している資金の調達効率と使途自由度の特徴も財源構造の特徴を整理する上で重要であると考えられる。そ



(出所) 筆者作成。

図2 総合型地域スポーツクラブの財源構造

ここで、山岡の述べている財源構造の特徴にさらに資金の調達効率と用途自由度の視点を加えて、総合型クラブの財源がそれぞれどのような特徴を持つ財源であるのかを比較したものが表1である。助成金と補助金とが、また、会費(クラブ運営を支えるための年会費)と小口の寄付金とがそれぞれ同じ特徴を持つ収入源であるが、それ以外の主たる収入源はすべて特徴が異なっている財源であることがわかる。すなわち、総合型クラブの収入源は5つのタイプに分類できる。このような総合型クラブの財源の特徴を踏まえた上で、クラブが障害者の参加に際して、受益者負担としての参加費を軽減しつつ、障害者が付き添いが無くても日常的な活動が行えるような体制をどのようにしたら築くことができるのかを考察する必要がある。このことについて、次に考察する。

表1 総合型スポーツクラブの主たる収入源の特徴

主たる収入源	含まれるもの	対価／支援	内発／外発	安定／変動	事業／運動	大口／小口	資金調達効率	使 途 自由度
会 費	クラブ会員となりクラブ運営を支えるための年会費	支援	内発的	安定	運動	小口	低	高
事業費	各種定期教室等への参加費としての月会費、イベント等への参加費	対価	内発的	安定	事業	小口	低	低
委託費	施設の指定管理費、事業委託費	対価	外発的	変動	事業	大口	高	低
寄付金	個人や商店等からの小口の寄付	支援	内発的	安定	運動	小口	低	高 ^{※1}
	企業等からの大口の寄付		外発的	変動		大口	高	
助成金	民間団体等からの事業またはクラブ運営に対する助成金	支援	外発的	変動	運動	大口	高	低 ^{※2}
補助金	行政からのクラブ運営費としての補助金	支援	外発的	変動	運動	大口	高	低

※1 クラブの活動趣旨や存在意義への共感に基づく寄付の場合は、クラブへの寄付となるため使途自由度は高くなるが、特定の事業への使途を希望する寄付の場合は当然のことながら寄付者の意向を反映した使途に使わせていただくことになることから使途の自由度は小さくなる。

※2 スポーツ振興くじ(通称、toto)助成の場合は、クラブマネージャーの人件費等、使途範囲に管理費を含んでもよいが、助成金の多くは、何らかの特定の事業に対する活動助成に関わるものが多いため、定常的な管理費まで使途として認めているものは少ない。

(3) 障害者の受け入れに適した財源の検討

総合型クラブは、クラブのメンバーのみならず、クラブの活動領域である地域住民の健康づくりやまちづくりに寄与することを理念に掲げているクラブが多く、事業型非営利組織として公益性や公共性を担保すると同時に自ら収益をあげながら組織の存続・発展をはかることが求められる。したがって、クラブは採算面を意識した対価性のある事業を行いつつ、不採算が見込まれる事業を行うに際しては、クラブからの積極的な働きかけによって獲得する支援性の財源もまた必要となる。支援性の財源としては、小口の寄付金、大口の寄付金、助成金、補助金が収入源としてある。しかしながら、小口の寄付金を除く収入源は、外部の状況が変わればそれによって大きな影響を受ける可能性がある変動的な特徴があるため、障害者の日常的な参加を継続的に保障していく財源としては適切とは言い難い²⁾。一方、景気や時代状況に影響はされるものの基本的には組織の努力によって増やすことのできる安定的

財源としては、会費(クラブ会員となりクラブ運営を支えるための支援性の会費)、事業費(各種定期教室等の参加費としての月会費やイベント等への参加費)、個人や地元の商店等からの小口の寄付金が該当する。そこで、これらの3つの財源について、獲得の可能性を検討していく。

支援性の財源としての会費収入を増やすためには、会員獲得が重要となる。クラブが主催する単発的イベントへの参加については、広く地域住民を対象としたものや、新規会員の獲得につなげるための戦略として参加資格をクラブ会員に限定しないものが多いが、定期的な教室事業への参加については、多くのクラブでそのクラブの会員となるための年会費を徴収しているのが現状である。これらのことを踏まえると、支援性の財源としての会費収入を増やすことは、次に検討する事業費収入と関連する。なぜなら、クラブの行う各種定期教室等に参加したい者が年会費を支払ってまずはクラブの会員となる必要があるからである。クラブが主たる事業として行う定期教室事業への参加者が増えることによって支援性の財源としての会費収入を増やすことや、定期教室事業における損益分岐点を上回った利益を障害者が参加する教室へ振り向けることは可能であろう。総合型クラブへの障害者の参加実態と、障害者の参加形態ごとの総合型クラブの特徴についての全国調査を行った藤田の調査結果によれば、障害者のためのスポーツ教室の開催や障害者のチームがクラブ内に存在するなど障害者を受け入れるための配慮をしているクラブは、その特徴として会員数や年間事業予算規模が大きいこと、法人格を取得しているクラブが多いこと等が明らかになっており(藤田, 2012b)、それによって特別な人員配置や経費支出が可能なクラブに障害者が参加しやすいことが示されていることからわかる。しかしながら、このことは逆に言うと、各種の定期教室への参加者が増えないと障害者が参加する教室への利益の投下は不可能ということであり、障害者が参加する教室は、クラブ全体の収益状況に強く影響を受けることになる。その意味では、障害者が参加する教室自体で解決できる方法ではないということであり、他力本願の解決方法であると言わざるをえない。同様のことは、小口の寄付金収入にも言えることであろう。寄付金収入は、資金提供者≠直接的受益者であるという点で、事業型非営利組織を特徴づける貴重な財源である。その組織が目指す理念や活動

内容、目的等に共感することで寄付行為が行われる。したがって、公益性、公共性を担保する総合型クラブが、障害者の定期的な参加のために寄付を募ることは重要なことであるが、寄付行為自体が生活文化として根付いているとは言い難い日本において、現段階では現実性が高い収入源とは言えない。

他力本願とはならない収入源として、クラブの主たる事業である教室事業への参加費(主に月会費)があるが、そもそも教室事業に障害者が参加する際に特別な人員配置が必要な場合、そのことによって不採算となりかねないことを防ぐことが本研究の課題である。したがって、特別な人員配置に対して他からの収入源をあてるという他力本願ではなく、特別な人員配置に対して直接的に対価的な財源として収入が見込めることが、障害者の受け入れに適した財源の特徴ということになる。すなわち、対価性(事業性)・内発的財源(安定的／小口)であり、使途自由度については、障害者を受け入れるために得られた収入を別の事業に振り向けるわけではないので使途自由度は低くてもかまわない。また、調達効率については高いにこしたことはないがこのような特徴を持つ財源の調達効率は低い。以上のような財源の特徴を持つものが、障害者の受け入れに適した財源の特徴ということになる。このような特徴を持つ収入源として、どのようなものが考えられるかを次に検討していく。

2. ドイツにおける医療保険制度を活用したしくみの特徴

(1) 社会保険制度への着目

障害者の受け入れに適した財源の特徴として、対価性(事業性)・内発的財源(安定的／小口)が適していると考えられた。このような財源の特徴を持つ収入源の具体例としては、図1と図2の①に位置付くものである。ここで着目したいのは、図1の介護保険料収入である。介護保険制度を活用した介護ビジネスについて非常に単純化して言うと、介護サービスを提供する事業所は、介護保険を利用して介護を受けることが認められている人に対して介護サービスを提供し、その対価として介護保険制度の管理、運営を行っている保険者(市町村)と利用者から介護保険の適用となるサービス費用の総額を9：1の負担割合で支払ってもらうという方法である。また、介護保険の利用限度額をオーバーした場合や介護保険の適用対象外のサービスを利用する

場合については、そこにかかったサービスの対価の全額を利用者が事業所に支払うことになっており、利用者の介護保険の適用に対しては利用限度額が設定されている。このような介護保険制度を活用した介護サービスを提供する場合、事業所の得られる対価は利用者個人に提供するサービス内容や量(時間)によって異なっていることから対価性(事業性)と言えるものであり、また、介護保険制度が社会保障制度の一部であることから、予告なく大幅かつ急激な制度変更はあり得ないという点で内発的財源(安定的／小口)でもある。事業型非営利組織が、介護保険制度という社会的制度を用いることで受益者負担を軽減しつつ、対価性(事業性)・内発的(安定的／小口)特徴を持つ財源を収入源として経営する可能性を示している。

ところで、スポーツクラブ先進国であるドイツでは、障害者が地域でリハビリテーション・スポーツを行う場合に、介護保険と同じく社会保険制度の一つである医療保険が適用される制度を有している。筆者は拙稿の中で、制度の詳細と日本への適用可能性について言及してきた(奥田2009, 2010)。ここでは、保険原理の特徴を踏まえた観点やドイツと日本におけるスポーツ観、社会保障制度の成立過程等の差異等の観点から、すぐに日本に適用することは望ましくないとの結論を得ている(奥田, 2010)。しかしながら、ここで再度ドイツにおける総合型クラブへの医療保険制度を活用した障害者の受け入れ体制についてその特徴をみていくことにしたい。なぜなら、先の図1と図2とを比較した場合、図1にあって図2に無いものとして介護保険収入があり、医療保険収入にも介護保険収入と同じく、対価性(事業性)・内発的(安定的／小口)の特徴が存在するからである。そこで、本稿ではドイツにおける医療保険制度を活用したしくみについて日本への制度の適用可能性を検討するのではなく、事業型非営利組織が社会的制度を活用することによるクラブマネジメント上の意義を検討する。

(2) ドイツにおける医療保険制度活用のクラブマネジメント上の意義

ドイツにおける医療保険制度を活用した障害者のスポーツクラブへの参加の制度の概要について確認した上で、クラブマネジメント上の意義を検討していく。

医師の処方箋に基づいてリハビリテーションスポーツが行われる場合には、一般的な障害であれば18ヵ月以内に50回まで保険適用が受けられる³⁾(表2)。

リハビリテーション・スポーツは、リハビリテーションを補足するものであることが社会法典であるSGB IX §44のNr 3 に明記されており、プレイ性にその根源を持つスポーツでありつつ、同時に医療や福祉とも関連のあるリハビリテーションとしても位置づくものである。また、リハビリテーションを補足するものとしてのスポーツについて、医療保険が適用されることについては、SGB V §43に明記されている。保険適用が受けられる条件として、医師の処方箋に基づいて行われること、15人以内のグループで行われること、リハビリテーション・スポーツの専門指導者から指導を受けることなどがあり、これらの基準を満たしているかどうかの審査は州障害者スポーツ連盟によって行われる。

ヘッセン州やノルトライン・ヴェストファーレン州等では、障害者の地域社会への参加の観点から、リハビリテーション・スポーツへの参加の場として営利組織としての民間フィットネスセンターではなく、非営利型事業組織であるスポーツフェライン(ドイツにおけるスポーツフェラインとは、日本における地域の市民型スポーツクラブと同義で使用できるため、以下、スポーツクラブもしくはクラブと表記する)を推奨している。リハビリテーション・スポーツの処方箋をもつ障害者は、上記の条件を満たす事業型非営利組織としての地域のスポーツクラブで上限回数までは無料でスポーツ指導を受けることができ、クラブ側には保険者である疾病金庫から参加者1回1人あたり5ユーロ(1€≒120円とした場合、約600円)(心臓疾患者のスポーツの場合のみ6ユーロ：約720円)が支払われる。障害者の参加するスポーツ教室におい

表2 医療保険の適用範囲の概略

サービスの種類	期 間	上限回数のめやす
一般リハビリ・スポーツ	18ヶ月	50回
重い運動制限のある人のスポーツ	36ヶ月	120回
心臓疾患者のスポーツ	24ヶ月	90回
機能トレーニング	12または24ヶ月	制限無し
延長可能な場合： a) 病気によって欠如するモチベーションが上がらない場合(知的・精神的な病気) b) 医学的なリハビリ処置を行った後に、場合によっては他の障害で必要になった場合		

(出所)「Rahmenvereinbarung über den Rehabilitationssport und das Funktionstraining vom1. Januar2011」を基に筆者作成。

ては、安全面の配慮やより丁寧な指導が必要となる場合もあること等から、通常の教室よりも指導者の数を増やすことがあるため、このような制度が存在することは、障害者自身のみならず受け入れ体制を整えるスポーツクラブにとっても確実な収入源として重要な意味を持つ。また、筆者が2010年11月に行ったヘッセン州障害者スポーツ連盟(Hessischer Behinderten-und Rehabilitations-Sportverband e.V.)でのヘッセン州の障害者スポーツ関連の財源に関するヒアリング調査によれば、2010年度の州内務省からの州障害者スポーツ連盟へ運営費は約35万€であったのに対し(人件費含む)、保険者である疾病金庫からクラブに支払われるリハビリテーション・スポーツの費用は約270万€であるとのことであった。このことから、障害者のスポーツ参加に医療保険制度が活用される制度の存在が、クラブマネジメントの観点から非常に大きな役割を果たしていることがわかる。

ドイツにおける医療保険制度を活用した障害者のスポーツクラブへの参加のしくみは、障害者の参加に対する受け入れ体制の構築に必要な専門的指導者の配置と受益者負担を軽減しつつ、対価性(事業性)・内発的(安定的/小口)収入とを両立できている点で、事業型非営利組織のクラブマネジメント上に大きな意義を持つものであると言えよう。

3. 専門的指導者の配置と受益者および総合型クラブの費用負担の両立
非営利型事業組織としての総合型クラブが、障害者の受け入れ体制を構築していく際に必要となる専門的指導者の配置と費用負担の両立について、ドイツの医療保険制度の活用は、クラブマネジメント上で大きな意義を持っていることを確認した。しかしながら、先述の通り筆者は先行研究において、すぐに日本にこの制度を適用することは望ましくないと考えている。そこで、ドイツにおける医療保険制度を活用したマネジメント上の意義を勘案しつつ、医療保険制度に代わる新たな方法を検討する必要がある。ここでは、そのことについて検討していく。

(1) 社会的制度の活用

専門的指導者の配置とその際の受益者および総合型クラブの費用負担の軽減という観点から、先に見てきたドイツの医療保険制度を活用した非営利型

事業組織への障害者のスポーツ参加の制度を分析すると、2つの特徴が見られる。すなわち、①受益者および総合型クラブの費用負担軽減の方法として法律に規定されている社会的制度の活用があること、②その社会的制度が活用できる条件としてリハビリテーション・スポーツに関する公的指導者の配置が求められており、言い換えるならば専門的指導者の配置と費用負担軽減に関する社会的制度の活用とがワンセットになっていること、である。したがって、このような2つの特徴を持つ制度が確立できればよいと考えられる。

障害者へのスポーツ指導の専門的指導者としては、(公財)日本障害者スポーツ協会が養成している障害者スポーツ指導員や、(公財)健康・体力づくり事業団が養成している、健康上のハイリスク者も対象にした運動指導を行うことのできる健康運動指導士等が挙げられる。現行の制度では、これらの専門的指導者が障害者へのスポーツの指導をする際に、社会的費用によって指導費用が負担される社会的制度は存在しない。障害者スポーツ指導員や健康運動指導士等が、医師や看護師のような業務独占の要素を持つ資格ではないからである。ドイツにおける医療保険制度を活用した障害者のスポーツクラブへの参加のしくみは、保険者である疾病金庫とドイツ障害者スポーツ連盟と間の取り決めによってリハビリテーション・スポーツ指導者に業務独占の性格を付与しているからこそ、クラブは専門的指導者の配置と費用負担軽減に関する社会的制度とをワンセットで活用することが可能となっている。業務独占の要素を持ちえない障害者スポーツ指導員や健康運動指導士等の制度の現状の中で、どのようにしたら障害者へのスポーツ指導に対する社会的費用を発生させることができるのだろうか。このことについて、次に考えていく。

(2) 社会的制度としてのガイドヘルパー制度

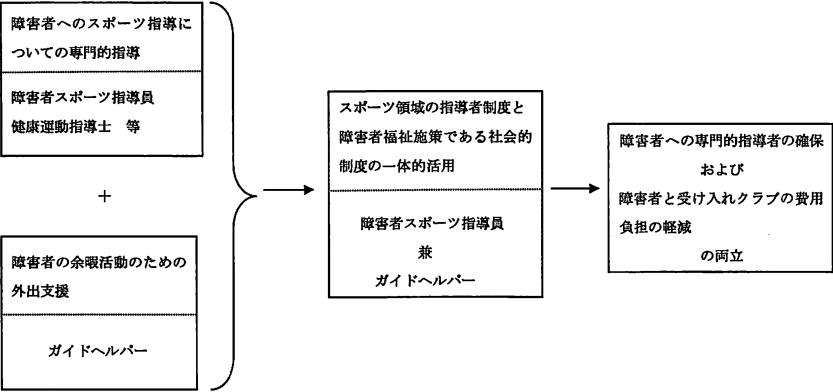
この方法として、筆者は、障害者のスポーツ指導に専門性を持つ指導者が、社会的制度として障害者自立支援法に法的根拠を持つ「地域生活支援事業」に基づくガイドヘルパー制度を活用できるように、ガイドヘルパー資格を取得することによって可能になると考える。

ガイドヘルパー制度は、1979年に盲人ガイドヘルパー派遣事業としてスタートした制度である。その後、1979年に障害者の社会参加促進事業として位置づけられ、社会参加としてのガイドヘルプが認められるようになった。

2003年の支援費制度において、居宅介護支援費（「移動介護中心業務」）として、それまでは認められていなかった余暇活動のための外出が³、ガイドヘルパー派遣事業の対象となった。また、2006年の障害者自立支援法において、地域生活支援事業としてガイドヘルパー制度は位置づけられ、実施主体である市町村の判断によって、地域の特性や個々の利用者の状況、ニーズに応じた柔軟な形態で実施することが可能となった。このことによって、個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援や、複数の障害者（児）への同時支援、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援なども認められるようになった。したがって、障害者が地域密着型の総合型クラブにおけるスポーツ参加をすることは、余暇活動のための外出にあたるものであり問題なく、また、障害に応じて個別支援、グループ支援のいずれへの対応も可能であることから、参加する障害者の障害の状況に応じて適切な指導者の数を配置することが可能である。

ガイドヘルパー制度の財源については、国が1/2以内、県・市1/4以内を補助し、利用者の自己負担分は自治体主体である市町村の裁量によって決定されるが、原則は報酬単価の1割負担である。したがって、市町村の財務状況に応じて利用限度時間に対する影響はあると思われるが、その範囲内であれば障害者は事業型非営利組織である総合型クラブでのスポーツ参加に際して過度な経済的負担を負うことなくガイドヘルパー兼任の障害者へのスポーツ指導の専門的指導者をつけることができ、また、受け入れるクラブは、障害者を受け入れるために特別な指導者を配置した場合でも、指導者がガイドヘルパー兼任であることによって、社会的制度であるガイドヘルパー制度の方から指導謝金を支出することが可能となる（図3）。

ガイドヘルパー制度の利用対象者については、障害者（児）であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者である。障害者の定義については、障害者基本法（第2条第1号）において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と説明されているが、障害者福祉に関わる各法律においての障害者の定義は、それぞれの法律の目的が異なることから、違ったものになっている。

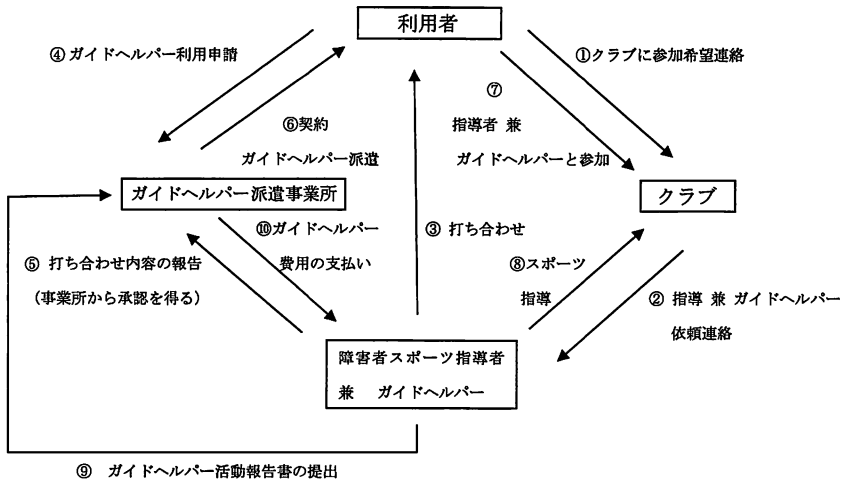


(出典)筆者作成。

図3 スポーツ領域の指導者制度と福祉領域の社会的制度の一体化による専門的指導者の配置と財源の両立

したがって、障害者福祉に関わる各法律に基づく障害認定やそれに伴って交付される手帳の有無は、必ずしも障害者自立支援法上のサービス給付であるガイドヘルパー制度の受給要件にはならない。制度の利用が可能かどうかの判断は実施主体である市町村によるが、移動に関して何らかの支援が必要な場合には、障害の種別を問わず利用することが可能であると言える。

非営利型事業組織としての総合型クラブへの障害者の参加に際し、専門的指導者の配置および受益者である障害者と受け入れるクラブの費用負担の軽減を両立するためのガイドヘルパーとしての障害者スポーツ指導者の活用について、模式図で示したものが図4である。障害者スポーツ指導者は、スポーツ分野における指導者でありながら指導対象者が障害者であることから、障害者福祉についても一定の理解が見込める人員であると言えよう。したがって、障害者スポーツ指導員が障害者福祉サービスの一つであるガイドヘルパーの資格を取得し障害者へのスポーツ指導を行うことは、指導者の障害者スポーツ支援の動機の観点からも大きな齟齬はみられないのではないかと考えられる。



(出所) 筆者作成。

図4 障害者スポーツ指導者のガイドヘルパー制度を用いた総合型地域スポーツクラブへの活用のしくみ

IV まとめと今後の課題

本稿では、事業型非営利組織としての総合型クラブのクラブマネジメントの観点からの障害者の参加のためのしくみづくりについて検討を行ってきた。特に、障害者に対応できる指導者の配置と、受け入れるクラブおよび参加する障害者の両者の費用負担の軽減を念頭に置いた制度試案の構築を試みた。その結果、障害者のスポーツ指導に専門性を持つ障害者スポーツ指導員が、障害者福祉に関する社会的制度である「地域生活支援事業」に基づくガイドヘルパー制度が活用できるように自身がガイドヘルパー資格を取得することによって、総合型クラブにおいて、障害者への専門的スポーツの指導とそこに関わる財源の問題とを同時に解決する可能性を見いだすことができた。

しかしながら、本稿においては上記の制度モデルを試案したに過ぎず、実際に試みたわけではない。したがって、今後は、本稿で構築した制度モデルを実際に現場で試してみることで修正の必要な箇所を見いだしていく必要が

ある。また、ガイドヘルパー資格を取得するための講習会への参加条件として、都道府県によってはホームヘルパー等の福祉に関する資格を既に有していることが条件となっているところもあり、その場合は容易にガイドヘルパーの資格を取得することが不可能である。このような都道府県における対応等の検討も今後の課題となる。さらに、しくみの観点のみならず、スポーツ領域におけるスポーツの「指導」という概念と、福祉領域における障害者の「支援」という概念について、制度を一体的に活用しようとするがゆえに、両方の概念に共有する事柄についても検討して行くことが必要となる。

【注】

- 1) スポーツ基本計画「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の中で、障害者のスポーツ参加の促進に対する国や自治体の責務について、「国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する」という文言や、「国は、障害者の競技大会への参加や旅行先でもスポーツに親しめる機会を充実するため、民間事業者等と連携し、障害の有無にかかわらず移動・旅行ができる環境整備に取り組む」という文言等で明記している。また、「第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」の中でも、「国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する」と明記しており、障害者のスポーツ参加を推進するために、場所、用具、プログラム、指導者、移動手段等の支援が必要であることを明確に述べている。
- 2) 障害者のスポーツ参加や社会参加の促進のための事業に対して助成金を出している民間の助成団体は数多くあるが、その多くが単年度の事業計画に対して助成するのである。また、多くの活動団体に助成金を活用してもらうために、一度助成金を得た団体が同一事業で連続して応募することを認めていない助成団体もある。さらに、同一助成団体であったとしても年度によって助成金の配分額が変わることや、助成の目的自体が年度によって変わることもある。行政からの補助金についても単年度のもので多く、たとえ複数年であったとしても未来永劫的なものではなく、補助金の開始当初に年数を区切られているものが大半である。したがって、障害者の日常的な参加を継続的に保障していくことを念頭にいた収入源としては、あてに

しにくいものである。

- 3) 障害者のスポーツについて、ドイツでは、リハビリテーション・スポーツ分野、生涯スポーツ分野、競技スポーツ分野の3つに分類されている。リハビリテーション・スポーツは、リハビリテーションを補足するものであることが社会法典であるSGB IX§44のNr 3に明記されており、プレイ性にその根源を持つスポーツでありつつ、同時に医療や福祉とも関連のあるリハビリテーションとしても位置づくものである。この部分が³⁾、生涯スポーツ分野と競技スポーツ分野とは異なる。

【引用・参考文献】

- 藤田紀昭(2012a)：全国障害者スポーツ大会参加選手のスポーツ活動実態の変化に関する研究，第16回日本アダプテッド体育・スポーツ学会抄録集，46.
- 藤田紀昭(2012b)：障害者の参加形態別にみた総合型スポーツクラブの特徴に関する研究，障害者スポーツ科学，10(1)：21-34.
- 福岡県障害者スポーツ協会・徳島大学スポーツ経営学教室(2011)：障害者スポーツ指導員の活動および意識に関する調査報告書.
- 金山千広(2010)：障害者優先スポーツ施設におけるサービス品質に関する研究—アダプテッド・スポーツサービスの利用者による評価，障害者スポーツ科学，8(1)：3-16.
- 公益財団法人笹川スポーツ財団(2011)：障害者スポーツ施設に関する研究報告書.
- 草野勝彦(2004)：障害者スポーツ科学の社会的課題への貢献，障害者スポーツ科学，2(1)：3-13.
- 文部科学省(2012)：平成23年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要.
- 守田加奈子・七木田敦(2004)：知的障害児のスポーツ活動への参加を規定する要因に関する調査研究—保護者への調査を通じたニーズの把握—，障害者スポーツ科学，2(1)：70-75.
- 奥田睦子(2009)：事業型非営利組織としての総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の社会的しくみの検討—ドイツにおける医療保険制度に着目して—，金沢大学経済論集，30(1)：291-311.
- 奥田睦子(2010)ドイツにおける障害者の地域スポーツ活動への参加を支える社会的制度とその論理に関する一考察，金沢大学経済論集，31(1)161-181.
- Rahmenvereinbarung über den Rehabilitationssport und das Funktionstraining vom1. Januar2011.
- 坂本文武(2005a)：NPOの資金調達(ファンドレイジング)，川口清史・田尾雅夫ほか編『よくわかるNPO・ボランティア』，ミネルヴァ書房，京都：122-123.
- 坂本文武(2005b)：NPOの資金源，川口清史・田尾雅夫ほか編『よくわかるNPO・ボランティア』，ミネルヴァ書房，京都：124-125.
- 田引俊和(2008)：障害者スポーツを支えるスポーツボランティアの参加動機に関する研究，医療福祉研究，4：98-107.

内田若希・永野典詞(2009)：障害者スポーツ指導者に必要な資質に関する調査研究，障害者スポーツ科学，7(1)：61-68.

内田若希・橋本公雄ほか(2008)：自己概念の多面的階層モデルの検討と運動・スポーツによる自己変容ー中途身体障害者を対象としてー，スポーツ心理学研究，35(1)：1-16.

山田力也(2010)：「つながり」の形成とコミュニティへのまなざしー総合型地域スポーツクラブへの障がい児・者の所属をめぐってー，松田恵示・松尾哲矢ほか編『福祉社会のアミューズメントとスポーツー身体からのパースペクティブ』，世界思想社，京都：220-234.

山岡義典(2008)：組織を活かす資源とは，山岡義典・雨宮孝子編著『NPO実践講座[新版]』，ぎょうせい，東京：63-97.